

ついに始まるマイナンバー制度

マイナンバー制度とは？

マイナンバー（個人/法人番号）とは、特定の個人を認識するために国民一人一人に割り当てる12桁の番号で、社会保障・税・災害分野の事務・手続きに用いられる番号です。2015年10月からマイナンバーが通知され、2016年1月からマイナンバーの運用が開始されます。

◆企業における制度のポイント◆

- ➡ 全ての企業が従業員のマイナンバーを管理する必要があります！
給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格届など。様々な事務や情報にマイナンバーが用いられます。また、従業員だけでなく、従業員の扶養家族のマイナンバーも管理する必要があります。
- ➡ マイナンバー法には厳しい罰則規定があります！
マイナンバーを管理する為に、安全管理措置を講じることが必要です。例えば、正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供した場合「**4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金**」が科せられる可能性があります。
マイナンバーを漏えいした場合には社員の情報だけでなく組織の「**信頼**」も失う可能性があります！

※詳しくは裏面をご覧ください。

さとわ事務所では従業員の皆様のマイナンバーを安全にお預かりいたします！

社会保険の手続きにはマイナンバーが必要となります。

さとわ事務所では皆様のマイナンバーを安全にお預かりする仕組み作りを進めております。管理方法につきましては、後日改めてご案内させていただきます。

マイナンバー制度運用開始にあたりまして、従業員の皆様の番号の回収をお願いすることになりますが、その際にはご協力宜しくお願いいたします。



ご不明点はさとわ社会保険労務士事務所までお問い合わせください。

〒273-0002 千葉県船橋市東船橋4-19-26 2-202

TEL 047-422-5791 FAX 047-422-5792 E-Mail tetsuduki@sr-satowa.jp